

短期入所生活介護・予防短期入所生活介護 ふそうケアセンター運営規程

（事業の目的）

第1条 扶桑管理サービス株式会社が開設するふそうケアセンター（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所に置くべき従事者（以下「短期入所生活介護従事者及び予防短期入所生活介護従事者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し適正な指定短期入所介護及び予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従事者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 事業の実施にあたっては、区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 指定短期入所生活介護の提供にあたっては、介護保険法 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名 称 ふそうケアセンター
- （2） 所在地 東京都福生市福生二宮 2 4 6 1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとし、各職員の員数は別紙 1 のとおりとする。

（1）管理者： 管理者は事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（2）短期入所生活介護従事者及び予防短期入所生活介護従事者

① 医師： 入所者の健康管理、療養上の指導及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

② 生活相談員： 入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、

入所者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- ③ 看護職員及び介護職員： 利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務を行う。
- ④ 機能訓練指導員： 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
- ⑤ 栄養士： 入所者に提供する食事の管理、入所者の栄養指導に従事する。

(利用定員)

第5条 事業所の利用定員は、21名とする。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第6条 事業所は、指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、従事者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得た上で署名（記名押印）を受けるものとする。

- 2 事業者は、正当な理由なく指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護の提供を拒んではならない。
- 3 事業者は、当該指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適正な指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護事業所等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第7条 事業者は、当該指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。

- 2 事業者は、前項の被保険者証に、認定審査会の意見が掲載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護を提供するように努めるものとする。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第8条 事業者は、要介護認定を受けていない利用申込者に対して要介護認定の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

- 2 事業者は、要介護認定の更新申請が遅くとも前項の有効期間満了日の30日前には行

われるよう必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第9条 事業者は、指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

- 2 事業者は、利用者の状態及び生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、綿密な連携に努める。

(指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護の開始及び終了)

第10条 事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障があるものを対象に、指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護を提供するものとする。

- 2 事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(サービスの提供の記録)

第11条 事業者は、指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護を提供した際には提供した具体的なサービスの内容を記録するとともに、利用者からの申し出があった場合には、文書の交付その他適切な方法によりその情報を利用者に対して提供するものとする。

(指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護の取扱方針)

第12条 事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止にすよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。

- 2 指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所生活介護計画及び予防短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 3 従業者は、短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

- 4 事業者は、指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は、他の利用者が生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 5 事業者は、前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(短期入所生活介護計画及び予防短期入所生活介護計画)

- 第13条 管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の従業員と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画及び予防短期入所生活介護計画を作成するものとする。
- 2 短期入所生活介護計画及び予防短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成するものとする。
 - 3 管理者は、短期入所生活介護計画及び予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た上で署名（記名押印）を受けるものとする。
 - 4 管理者は、短期入所生活介護計画及び予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付するものとする。

(介護)

- 第14条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。
- (1) 1週間に2回以上、適切な方法による入浴の機会の提供（入浴がさせられないときは清拭）
 - (2) 排泄の自立についての必要な支援
 - (3) おむつを使用せざる得ない利用者について排泄の自立を図りつつ、そのおむつの適切な取り換え
 - (4) 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

(食事の提供)

- 第15条 事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供するものとする。
- 2 事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援するものとする。

(機能訓練)

第 16 条 事業所は、利用者の心身状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

(健康管理)

第 17 条 医師及び介護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

- 2 従業者は、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

(相談及び援助)

第 18 条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(その他のサービスの提供)

第 19 条 事業者は、教養娯楽設備等備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

- 2 事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めるものとする。

(利用料等の受領)

第 20 条 事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者の一部として、当該指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護に係る居宅サービス費用基準額又から当該指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービスの額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。(別紙 2 参照)

- 2 事業者は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることができる。(別紙 2 参照)

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 滞在に要する費用
- (3) 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 通常の送迎の実施地域を超えて行う費用
- (5) その他指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるもの

- 3 前項第五号に規定する便宜の具体的な内容及び前項各号に掲げる事項の具体的な費用については、管理者が別に定める。(別紙2 参照)
- 4 第2項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書により説明を行い、利用者の同意を得た上で署名(記名押印)を受けるものとする。
- 5 事業者は、法定代理サービスに該当しない指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常を送迎の実施区域)

第21条 前項第2項四号に規定する通常を送迎の実施区域は、福生市及びその近郊の区域とする。

<近隣地域の内容>

- ・羽村市：双葉町、神明台、川崎
- ・あきる野市：平沢東、二宮東、小川東
- ・昭島市：松原町、美堀町、緑町
- ・瑞穂町：むさし野、南平

(非常災害対策)

第22条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者	管理者
防災訓練	年 2回
避難訓練	年 2回
通報訓練	年 2回

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第23条 事業者は、指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付受け、又は受けようとしたとき。

(勤務体制の確保等)

第24条 事業者は、利用者に対して適切な指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介

護を提供できるよう、従事者の勤務体制を定めておくものとする。

- 2 事業者は、指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護事業所の従業者によって指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護を提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 事業者は、従事者の資質の向上のために、その研修の機会を次のとおり設ける。
 - (1) 採用時研修 採用後2か月以内
 - (2) 継続研修 年2回以上

(衛生管理等)

第25条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする)をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施する。

(業務継続計画の策定等)

第26条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護(指定予防短期入所生活介護)の提供を実施する事及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(掲示)

第26条 事業者は、指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料、苦情解決の手順その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密の保持等)

第27条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を

保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を就業規則及び雇用誓約書に明記する。

- 2 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を文書により得た上で署名（記名押印）を受けるものとする。

（苦情等への対応）

第 28 条 事業者は、提供した指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、利用者及びその家族からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

（地域等との連携）

第 29 条 指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

（虐待防止）

第 30 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（事故発生時の対応）

第 31 条 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護の提供によって賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(記録の整備)

第 32 条 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護及び予防短期入所生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存するものとする。
 - (1) 短期入所生活介護計画及び予防短期入所生活介護計画
 - (2) 第 11 条に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録
 - (3) 第 12 条第 5 項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 第 23 条に規定する市町村への通知に係る記録
 - (5) 第 28 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
 - (6) 第 31 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(改正)

第 33 条 この規定の改正は理事会の議決により行う。

第 34 条 事業者は、すべての短期入所生活介護従事者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有するその他これに類する物を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また従業員の資質向上のために研修体制の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 1 回

(身体拘束の廃止、原則禁止)

第 35 条

本事業所は、利用者の人権および尊厳を尊重し、原則として身体拘束を行いません。

身体拘束とは、利用者の行動を制限することを目的として、利用者の身体を直接的または間接的に拘束し、自由を奪うすべての行為をいいます(例: ベッド柵の使用、車椅子への固定、ミトンの着用等)。

やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の 3 要件をすべて満たす場合に限り、最小限の

範囲・時間にとどめて実施します。

- (1) 切迫性：利用者または他者の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いこと
- (2) 非代替性：身体拘束以外に代替する介護方法がないこと
- (3) 一時性：身体拘束が一時的な措置であること

身体拘束を行う場合は、医師、看護師、介護職員等による多職種での協議を経て、利用者またはご家族への説明・同意を得たうえで記録を残します。

身体拘束廃止の取り組みとして、以下の取り組みを行います。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

附則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行適用する。

平成 20 年 5 月 1 日	変更（第 4 条 介護職員の員数） 追加（第 20 条の別表 1－④ その他の料金）
平成 21 年 2 月 1 日	変更（第 4 条 栄養士の員数）
平成 21 年 3 月 1 日	変更（第 4 条 介護職員の員数） 変更（第 20 条の別表 1－④ その他の料金）
平成 21 年 4 月 1 日	変更（第 20 条の別紙 2 1 利用料）
平成 21 年 5 月 1 日	変更（第 4 条の別紙 1 介護職員の員数）
平成 21 年 8 月 1 日	変更（第 20 条の別紙 2 1 利用料）
平成 21 年 9 月 14 日	変更（第 4 条の別紙 1 介護職員の員数）
平成 22 年 3 月 1 日	変更（第 20 条の別紙 2 1 利用料）
平成 22 年 11 月 1 日	変更（第 4 条の別紙 1 介護職員の員数）
平成 23 年 9 月 12 日	変更（第 4 条の別紙 1 介護職員の員数）
平成 24 年 4 月 1 日	変更（第 4 条の別紙 1 介護職員の員数） 変更（第 20 条の別紙 2 1 利用料）
平成 24 年 8 月 1 日	変更（第 4 条の別紙 1 介護職員の員数）
平成 24 年 10 月 1 日	変更（第 4 条の別紙 1 介護職員の員数）
平成 24 年 11 月 1 日	変更（第 4 条の別紙 1 介護職員の員数）
平成 25 年 1 月 1 日	変更（第 4 条の別紙 1 介護職員、運転手の員数）

平成 26 年 1 月 5 日	変更（第 4 条の別紙 1 介護職員の員数）
平成 26 年 4 月 1 日	変更（第 4 条 看護職員の員数
	変更（第 4 条の別紙 1 看護職員、介護職員の員数）
	変更（第 20 条の別紙 2 1 利用料）
平成 26 年 5 月 1 日	変更（第 20 条の別紙 2 1 利用料）
平成 26 年 6 月 1 日	変更（第 4 条の別紙 1 介護職員の員数）
平成 26 年 6 月 11 日	変更（第 4 条の別紙 1 介護職員の員数）
平成 27 年 3 月 1 日	変更（第 20 条の別紙 2 1 利用料）
平成 27 年 4 月 1 日	変更（第 20 条の別紙 2 1 利用料）
平成 27 年 5 月 1 日	変更（第 20 条の別紙 2 1 利用料）
平成 27 年 8 月 1 日	変更（第 20 条の別紙 2 利用料）
平成 29 年 4 月 1 日	変更（第 20 条の別紙 2 利用料）
平成 29 年 5 月 1 日	変更（第 20 条の別紙 2 利用料）
平成 30 年 4 月 1 日	変更（第 6 条の 1、第 13 条の 3、第 20 条の 4、第 27 条の 2 文 言修正、第 9 条の 2 追加、第 20 条の別紙 2 利用料）
令和 1 年 10 月 1 日	変更（第 20 条の別紙 2 利用料）
令和 3 年 4 月 1 日	変更（第 20 条の別紙 2 利用料）
令和 1 年 11 月 1 日	追加（第 30 条 虐待防止）
※ 第 30 条の追加により以下の条文を 1 条ずつ繰り下げる	
	変更（第 20 条の別紙 2 1 利用料）
令和 3 年 12 月 1 日	変更（第 20 条の別紙 2 利用料）
令和 4 年 4 月 1 日	変更（第 20 条の別紙 2 利用料）
令和 4 年 10 月 1 日	変更（第 20 条の別紙 2 利用料）
令和 5 年 7 月 1 日	変更（第 20 条の別紙 2 利用料）
令和 6 年 4 月 1 日	変更（第 20 条の別紙 2 利用料）
	変更（第 2 条 3・4 追加、第 22 条の 2 追加、第 25 条の 2 追加 第 26 条追加、第 34 条追加）
令和 6 年 6 月 1 日	変更（第 20 条の別紙 2 利用料）
令和 6 年 8 月 1 日	変更（第 20 条の別紙 2 利用料）
令和 7 年 4 月 1 日	変更（第 35 条 身体拘束に関する規定、追加）

(別 紙 1)

第 4 条 (職員の職種、員数)

管理者	常勤 1 名
医師	1 名以上
生活相談員	常勤換算 1 名以上 (常勤 1 名以上)
介護職員又は 看護職員	常勤換算 7 名以上 (常勤 1 名以上)
機能訓練 指導員	1 名以上
栄養士	1 名以上

注 1 委託の場合は記入しない。

(別 紙 2)

短期入所生活介護費及び介護予防短期入所生活介護費

《利用者負担額：1割》

単独型短期入所生活介護費（Ⅱ） ＜多床室＞

要介護度【サービスコード】	単位／日	単価／日	介護保険請求額	利用者負担額
要介護1【211115】	645	¥6,804	¥6,123	¥681
要介護2【211125】	715	¥7,543	¥6,788	¥755
要介護3【211135】	787	¥8,302	¥7,471	¥831
要介護4【211145】	856	¥9,030	¥8,127	¥903
要介護5【211155】	926	¥9,769	¥8,792	¥977
連続61日以上利用 要介護1【211621】※4	589	¥6,213	¥5,591	¥622
連続61日以上利用 要介護2【211623】※4	659	¥6,952	¥6,256	¥696
連続61日以上利用 要介護3【211625】※4	732	¥7,722	¥6,949	¥773
連続61日以上利用 要介護4【211627】※4	802	¥8,461	¥7,614	¥847
連続61日以上利用 要介護5【211629】※4	871	¥9,189	¥8,270	¥919

利用される方全員に算定される加算

加算サービス名【サービスコード】	単位／日	単価／日	介護保険請求額	利用者負担額
サービス提供体制強化加算Ⅱ【216100】※1	18	¥189	¥170	¥19
介護職員処遇改善加算Ⅲ【216104】※1	月間利用総単位数の3.3%（利用者負担額1割）			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ【216111】※1	月間利用総単位数の2.7%（利用者負担額1割）			
介護職員等ベースアップ等支援加算【216114】※1	月間利用総単位数の1.6%（利用者負担額1割）			

利用された方のみに算定される加算・減算

加算サービス名【サービスコード】	単位／日	単価／日	介護保険請求額	利用者負担額
送迎加算【219200】	184	¥1,941	¥1,746	¥195
緊急短期入所受入加算【216282】※2	90	¥949	¥854	¥95
長期利用者提供減算【216283】※3	-30	¥-316	¥-284	¥-32

単独型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ） ＜多床室＞

要支援度【サービスコード】	単位／日	単価／日	介護保険請求額	利用者負担額
要支援1【241115】	479	¥5,053	¥4,547	¥506
要支援2【241125】	596	¥6,287	¥5,658	¥629

利用される方全員に算定される加算

加算サービス名【サービスコード】	単位／日	単価／日	介護保険請求額	利用者負担額
サービス提供体制強化加算Ⅱ【246100】※1	18	¥189	¥170	¥19
介護職員処遇改善加算Ⅲ【246104】※1	月間利用総単位数の3.3%（利用者負担額1割）			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ【246111】※1	月間利用総単位数の2.7%（利用者負担額1割）			
介護職員等ベースアップ等支援加算【246114】※1	月間利用総単位数の1.6%（利用者負担額1割）			

利用された方のみに算定される加算

加算サービス名【サービスコード】	単位／日	単価／日	介護保険請求額	利用者負担額
送迎加算【249200】	184	¥1,941	¥1,746	¥195
要支援1 長期利用者提供減算【241615】※3	442	¥4,663	¥4,197	¥466
要支援2 長期利用者提供減算【241617】※3	548	¥5,781	¥5,203	¥578

※1 支給限度額管理対象外

※2 利用開始より7日（状況により14日）間まで

※3 連続して30日を超えて利用した場合。連続して61日以上利用時は※4に切り替え

※4 連続して61日を超えて利用した場合

短期入所生活介護費及び介護予防短期入所生活介護費

《利用者負担額：2割》

単独型短期入所生活介護費（Ⅱ） ＜多床室＞

要介護度【サービスコード】	単位／日	単価／日	介護保険請求額	利用者負担額
要介護1【211115】	645	¥6,804	¥5,443	¥1,361
要介護2【211125】	715	¥7,543	¥6,034	¥1,509
要介護3【211135】	787	¥8,302	¥6,641	¥1,661
要介護4【211145】	856	¥9,030	¥7,224	¥1,806
要介護5【211155】	926	¥9,769	¥7,815	¥1,954
連続61日以上利用 要介護1【211621】※4	589	¥6,213	¥4,970	¥1,243
連続61日以上利用 要介護2【211623】※4	659	¥6,952	¥5,561	¥1,391
連続61日以上利用 要介護3【211625】※4	732	¥7,722	¥6,177	¥1,545
連続61日以上利用 要介護4【211627】※4	802	¥8,461	¥6,768	¥1,693
連続61日以上利用 要介護5【211629】※4	871	¥9,189	¥7,351	¥1,838

利用される方全員に算定される加算

加算サービス名【サービスコード】	単位／日	単価／日	介護保険請求額	利用者負担額
サービス提供体制強化加算Ⅱ【216100】※1	18	¥189	¥151	¥38
介護職員処遇改善加算Ⅲ【216104】※1	月間利用総単位数の3.3%（利用者負担額2割）			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ【216111】※1	月間利用総単位数の2.7%（利用者負担額2割）			
介護職員等ベースアップ等支援加算【216114】※1	月間利用総単位数の1.6%（利用者負担額2割）			

利用された方のみに算定される加算・減算

加算サービス名【サービスコード】	単位／日	単価／日	介護保険請求額	利用者負担額
送迎加算【219200】	184	¥1,941	¥1,552	¥389
緊急短期入所受入加算【216282】※2	90	¥949	¥759	¥190
長期利用者提供減算【216283】※3	-30	¥-316	¥-252	¥-64

単独型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ） ＜多床室＞

要支援度【サービスコード】	単位／日	単価／日	介護保険請求額	利用者負担額
要支援1【241115】	479	¥5,053	¥4,042	¥1,011
要支援2【241125】	596	¥6,287	¥5,029	¥1,258

利用される方全員に算定される加算

加算サービス名【サービスコード】	単位／日	単価／日	介護保険請求額	利用者負担額
サービス提供体制強化加算Ⅱ【246100】※1	18	¥189	¥151	¥38
介護職員処遇改善加算Ⅲ【246104】※1	月間利用総単位数の3.3%（利用者負担額2割）			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ【246111】※1	月間利用総単位数の2.7%（利用者負担額2割）			
介護職員等ベースアップ等支援加算【216114】※1	月間利用総単位数の1.6%（利用者負担額2割）			

利用された方のみに算定される加算

加算サービス名【サービスコード】	単位／日	単価／日	介護保険請求額	利用者負担額
送迎加算【249200】	184	¥1,941	¥1,552	¥389
要支援1 長期利用者提供減算【241615】※3	442	¥4,663	¥3,730	¥933
要支援2 長期利用者提供減算【241617】※3	548	¥5,781	¥4,624	¥1,157

※1 支給限度額管理対象外

※2 利用開始より7日（状況により14日）間まで

※3 連続して30日を超えて利用した場合。連続して61日以上利用時は※4に切り替え

※4 連続して61日を超えて利用した場合

短期入所生活介護費及び介護予防短期入所生活介護費

《利用者負担額：3割》

単独型短期入所生活介護費（Ⅱ） ＜多床室＞

要介護度 【サービスコード】	単位／日	単価／日	介護保険請求額	利用者負担額
要介護1 【211115】	645	¥6,804	¥4,762	¥2,042
要介護2 【211125】	715	¥7,543	¥5,280	¥2,263
要介護3 【211135】	787	¥8,302	¥5,811	¥2,491
要介護4 【211145】	856	¥9,030	¥6,321	¥2,709
要介護5 【211155】	926	¥9,769	¥6,838	¥2,931

連続61日以上利用 要介護1 【211621】 ※4	589	¥6,213	¥4,349	¥1,864
連続61日以上利用 要介護2 【211623】 ※4	659	¥6,952	¥4,866	¥2,086
連続61日以上利用 要介護3 【211625】 ※4	732	¥7,722	¥5,405	¥2,317
連続61日以上利用 要介護4 【211627】 ※4	802	¥8,461	¥5,922	¥2,539
連続61日以上利用 要介護5 【211629】 ※4	871	¥9,189	¥6,432	¥2,757

利用される方全員に算定される加算

加算サービス名 【サービスコード】	単位／日	単価／日	介護保険請求額	利用者負担額
サービス提供体制強化加算Ⅱ 【216100】 ※1	18	¥189	¥132	¥57
介護職員処遇改善加算Ⅲ 【216104】 ※1	月間利用総単位数の3.3%（利用者負担額3割）			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 【216111】 ※1	月間利用総単位数の2.7%（利用者負担額3割）			
介護職員等ベースアップ等支援加算 【216114】 ※1	月間利用総単位数の1.6%（利用者負担額3割）			

利用された方のみに算定される加算・減算

加算サービス名 【サービスコード】	単位／日	単価／日	介護保険請求額	利用者負担額
送迎加算 【219200】	184	¥1,941	¥1,358	¥583
緊急短期入所受入加算 【216282】 ※2	90	¥949	¥664	¥285
長期利用者提供減算 【216283】 ※3	-30	¥-316	¥-221	¥-95

単独型介護予防短期入所生活介護費（Ⅱ） ＜多床室＞

要支援度 【サービスコード】	単位／日	単価／日	介護保険請求額	利用者負担額
要支援1 【241115】	479	¥5,053	¥3,537	¥1,516
要支援2 【241125】	596	¥6,287	¥4,400	¥1,887

利用される方全員に算定される加算

加算サービス名 【サービスコード】	単位／日	単価／日	介護保険請求額	利用者負担額
サービス提供体制強化加算Ⅱ 【246100】 ※1	18	¥189	¥132	¥57
介護職員処遇改善加算Ⅲ 【246104】 ※1	月間利用総単位数の3.3%（利用者負担額3割）			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 【246111】 ※1	月間利用総単位数の2.7%（利用者負担額3割）			
介護職員等ベースアップ等支援加算 【216114】 ※1	月間利用総単位数の1.6%（利用者負担額3割）			

利用された方のみに算定される加算

加算サービス名 【サービスコード】	単位／日	単価／日	介護保険請求額	利用者負担額
送迎加算 【249200】	184	¥1,941	¥1,358	¥583
要支援1 長期利用者提供減算 【241615】 ※3	442	¥4,663	¥3,264	¥1,399
要支援2 長期利用者提供減算 【241617】 ※3	548	¥5,781	¥4,046	¥1,735

※1 支給限度額管理対象外

※2 利用開始より7日（状況により14日）間まで

※3 連続して30日を超えて利用した場合。連続して61日以上利用時は※4に切り替え

※4 連続して61日を超えて利用した場合

介護保険請求以外に必要な費用

☆ 必ず必要となるもの

施設滞在費	855円/日
負担限度額認定 第1段階の施設滞在費	0円/日
負担限度額認定 第2～3段階の施設滞在費	370円/日

※ 所得に応じた軽減措置の対象となります。

通常の食費	1,880円/日
負担限度額認定 第1段階の食費	300円/日
負担限度額認定 第2段階の食費	600円/日
負担限度額認定 第3段階①の食費	1,000円/日
負担限度額認定 第3段階②の食費	1,300円/日

○ 内訳：朝食540円、昼食670円、夕食670円

○ 利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

※ 所得に応じた軽減措置の対象となります。

☆ ご利用者の希望に応じて提供させていただくもの

通常の範囲を超える送迎料	33円/km
--------------	--------

○ 金額は、税込みです。

○ 通常の送迎範囲は、福生市及び羽村市（双葉町、神明台、川崎）、あきる野市（平沢東、二宮東、小川東）、昭島市（松原町、美堀町、緑町）、瑞穂町（むさし野、南平）です。

○ 送迎距離は、施設から出発し施設に戻るまでの距離で計算し、概ね10kmを越えた距離について算定します。

○ 有料道路を使用した場合には、その実費をいただきます。

テレビ利用料（施設貸出）	330円/日
テレビ利用料（持込）	110円/日

○ 金額は、税込みです。

朝食のごはんをパンに変更	50円/回
朝食の牛乳をヨーグルトに変更	50円/回

おやつ代	100円/日
------	--------

レクリエーション費	実費
特別食・行事参加費等	実費
日用品費	実費

○ 利用者の選択により参加（利用）された場合のみ、その実費をいただきます。

○ 日用品の購入を希望され、施設で代行した際には購入した物の実費及び購入に要した経費（買い物代行手数料：275円）を請求させていただきます。

業者洗濯委託 水洗い	66円～275円/枚
業者洗濯委託 ドライ	385円～935円/枚

※ 洗濯業者との直接契約となりますので、利用料などと一緒に支払いではありません。

○ 金額は、税込みです。

○ 下着・靴下・シャツ・ズボン・上着など、物により金額が異なります。

○ 特殊な衣類や処理を必要とする場合には、別途費用がかかります。

日用品費一覧

品 物	金 額	品 物	金 額
髭剃り	¥ 2 7	入れ歯用洗浄剤	¥ 5 5 4
歯ブラシ	¥ 3 6	義歯ケース	¥ 1 1 7
歯磨き粉	¥ 1 6 2	口腔ケア用コップ	¥ 1 4 7
イヤホン(3m)	¥ 2 9 3	ストロー付コップ	¥ 4 4 1
イヤホン(5m)	¥ 3 2 9	薬管理用袋：10 枚	¥ 1 3
箱ティッシュ	¥ 8 0		

※ 希望に応じて販売

※ 金額は税抜きにて表示

※ 掲載されている日用品以外の物を希望され、施設で購入を代行した際には購入した物の
実費及び購入に要した経費（買い物代行手数料）を請求させていただきます。

買い物代行手数料：250 円＋消費税